

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスについての会社の取組みに関する基本的な方針
企業価値の向上に向け、すべてのステークホルダーに対する経営の透明性と公平性の確保、及び経営環境の変化に迅速かつ適切に対応できる機動的な意思決定を行える経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えております。今後もさらに一層、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ミツバ	1,795,040	51.14
株式会社横浜銀行	173,500	4.94
両毛システムズ従業員持株会	86,500	2.46
日野 昇	80,100	2.28
株式会社みずほ銀行	65,000	1.85
セコム損害保険株式会社	65,000	1.85
有限会社サンフィールド・インダストリー	59,000	1.68
三菱UFJ信託銀行株式会社	56,000	1.59
成川 武彦	42,500	1.21
桐生瓦斯株式会社	40,560	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

株式会社ミツバ(上場:東京)(コード)7280

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

株式会社ミツバ及び同社グループ各社との仕入・販売の取引関係に関しては、一般取引先と同様、個別の協議により決定し、公正かつ適正な取引関係を維持します。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社は親会社である株式会社ミツバ(以下「親会社」)の企業グループに属しており、親会社の議決権所有割合は51.3%となっております。当社取締役12名のうち2名は親会社の取締役を兼任しております。親会社は輸送用機器関連事業を行っており、当社は情報サービス関連事業を営んでおります。当社は親会社に対して情報サービス関連商品を販売しており、その売上比率は11.1%であります。

当社は親会社とは独自の事業領域で独自の事業活動を行っており、親会社の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリットは特にありません。また、親会社及びその企業グループとの取引は個別の案件ごとに協議、相見積り等を実施しており、当社との関連を有しない会社との取引と同様に決定しておりますので、親会社やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響は特にありません。

以上のことから、当社は親会社からの一定の独立性を確保し、また少数株主の保護に反していることはないものと認識しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
星野 陽司	他の会社の出身者													
市野澤 邦夫	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星野 陽司			星野物産株式会社及び前橋運輸株式会社代表取締役社長を兼務しております。前橋運輸株式会社と当社の間には、機器運搬業務の取引(仕入)、年間3,662千円(平成29年3月期実績)が存在しております。平成28年6月23日付で責任限定契約を締結しております。	企業経営の豊富な経験、知識を活かして当社の経営全般を監視する役割を担っていただくために選任しております。また、他の会社の出身者であり、独立性が高く、一般株主と利益相反の恐れがないことから選任しております。
市野澤 邦夫			弁護士 平成29年6月22日付で責任限定契約を締結しております。	業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、長年の弁護士として培われてきた法律知識を、当社ガバナンス体制の強化に活かしていただけると判断し選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、当社監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を置いておりませんが、当社監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当社監査等委員会と配置について協議を行います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、スタッフ2名(平成29年6月22日現在)を配置しております。監査室は、監査等委員会と連携して適法かつ適正・効率的な業務執行の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部門に対し改善指導を行っております。監査結果は、社長及び常務会に報告するほか、監査等委員会にも報告しております。また、監査等委員会及び監査室は、会計監査人との相互連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、職務に基づき支給される固定の月額報酬と、経営成績によって変動する業績連動型報酬で構成しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成29年3月期において当社の取締役及び監査役に支払われた報酬総額は次のとおりとなります。

1. 監査等委員会設置会社移行前(平成28年4月1日から平成28年6月23日開催の第47回定時株主総会終結の時まで)
取締役の報酬 11百万円
監査役の報酬 3百万円(うち、社外監査役の報酬1百万円)
2. 監査等委員会設置会社移行後(平成28年6月23日開催の第47回定時株主総会終結の時から平成29年3月31日まで)
監査等委員でない取締役の報酬 50百万円
監査等委員である取締役の報酬 13百万円(うち、社外取締役の報酬5百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員会の協議により決定いたします。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、職務に基づき支給される固定の月額報酬と、経営業績の達成度によって変動する業績連動報酬で構成しております。監査等委員である取締役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月額報酬のみとしております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含んでおりません。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局である総務部が必要に応じて取締役会等の資料の事前説明や配布を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

業務執行に係る事項

(執行役員制度)

執行役員は、取締役会において選任され、代表取締役社長の指揮命令を受けて、機能、事業部門ならびにグループ子会社の業務を執行しております。執行役員制度導入の目的は、意思決定の迅速化により担当業務を効率的に執行し、以って会社業績の向上に貢献することです。執行役員は、社長執行役員1名、専務執行役員2名、常務執行役員2名と執行役員5名(平成29年6月22日現在)の計10名であります。

(常務会)

常務会は、役付執行役員5名、常勤監査等委員1名及び非常勤取締役1名で構成されており、取締役会から委任された経営に関する重要事項について協議、決定を行います。また、事業計画、利益計画及び予算の協議を行い、事業遂行の先行管理の充実を図っております。経営環境変化に対して機動的な意思決定を行うために、常務会は毎週開催し、必要であれば適時に臨時常務会を開催しております。また、常勤監査等委員は、重要事項の協議において適宜意見を述べております。

監査・監督に関する事項

(取締役会・監査等委員会)

取締役会は社外取締役2名を含む12名(平成29年6月22日現在)の取締役(監査等委員を含む。)で構成されており、重要な経営の意思決定及び経営の監視・監督を行っております。

監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役(以下、常勤監査等委員という。)1名及び監査等委員である社外取締役2名の計3名(平成29年6月22日現在)で構成されており、取締役の業務執行の適法性及び妥当性について監視を行っております。また、各監査等委員は、重要な経営の意思決定について適宜意見を述べております。

(内部監査及び監査等委員会監査の状況)

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、スタッフ2名(平成29年6月22日現在)を配置しております。

監査室は、監査等委員会と連携して適法かつ適正・効率的な業務執行の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部門に対し改善指導を行っております。監査結果は、社長及び常務会に報告するほか、監査等委員会にも報告しております。また、監査等委員会及び監査室は、会計監査人との相互連携を図っております。

(会計監査人)

会計監査人は、新宿監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類すべてを提供し、適正な監査が行われるよう環境を整備しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は指定社員・業務執行社員末益弘幸氏、同田中信行氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他3名であります。

会計監査人は、会計監査の結果の概要を取締役へ報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。当社は、企業価値の向上を図る観点から、取締役会に監査等委員会を置くことで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会日の15日前に書面の発送を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化を図るため、開催日は、いわゆる集中日以外の日程で開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト及び機関投資家向けに決算説明会を実施いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料等	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程において、株主様をはじめとするステークホルダーの尊重に関する事項を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境の保全を企業の社会的責任として認識し、環境保護活動を計画的かつ継続的にするため、平成16年度にISO14001の認証を取得いたしました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムについての基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダーの価値の総体である企業価値の向上を図るために、事業活動の効率性を高めるための内部統制、財務報告の信頼性を高めるための内部統制、法令遵守のための内部統制の各々のシステムを強化することが重要であると認識しております。そして、取締役、執行役員、従業員がプロセスとしてこれを実施する全員参加型の内部統制システムの確立を基本方針として、その実現に取り組んでまいります。

2. 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法の定めに従い、取締役会において内部統制システムの基本方針について決議しております。

- (1) 当社取締役及び使用人ならびに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
 - a) 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款及び「経営理念・行動理念」に基づき行います。
 - b) 当社は、代表取締役が議長を務める「関係会社経営会議」を設置し、当社グループにおける業務執行を統括いたします。
 - c) 当社は、コンプライアンスを統括する執行役員を任命し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認及び改善を行います。
 - d) 当社は、当社グループが社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループの行動規範である「倫理規範」の周知徹底を図ります。
 - e) 当社は、グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
 - f) 当社は、当社グループに係る内部通報制度として、社内常設の窓口である「RSなんでも相談窓口」を設置いたします。
- (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規程」等の社内規程に従って、適切に保存及び管理を行います。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - a) 当社は、リスク管理に係る社内規程を整備し、前述の関係会社経営会議にて当社グループにおいて発生し得る損失の危険の管理に対応するための取組みを進めております。また、当社グループの損失の危険の管理に対する対応の周知と徹底を図ります。
 - b) 当社ならびに当社グループは、ミツバグループで定められたBCP(事業継続計画)と連携して、適切な管理体制を整備いたします。
- (4) 当社取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
 - a) 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。
 - b) 当社は、重要な経営課題の審議及び意思決定を行う、「経営計画会議」及び「常務会」等を設け業務執行の迅速化を図ります。
 - c) 当社ならびに当社グループ各社は、中期(3年間)及び単年度の事業計画を策定し、各部門及びグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な諸施策を立案し実行いたします。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
 - a) 当社は、経営計画会議において当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化を図ります。関係会社経営会議では、定期的に各社の事業状況の報告を受けております。
 - b) 当社は、グループ各社を担当する執行役員を任命し、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行います。
- (6) 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項について
 - a) 当社は、当社監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、当社監査等委員会と配置について協議を行います。
 - b) 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事及び組織変更については、事前に監査等委員会の同意を得ます。
 - c) 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令を受けません。
- (7) 当社ならびに子会社の取締役等(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
 - a) 当社ならびに子会社の取締役等(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは直ちに当社監査等委員会に報告を行います。
 - b) 当社監査室及び関連部門は、当社監査等委員会に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
 - c) 当社は、当社ならびに子会社の取締役等及び従業員が当社監査等委員会へ直接通報又は報告を行える旨を定めた社内規程、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けない旨を定めた社内規程を整備するとともに、当社の取締役等及び従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- (8) 当社監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針について
 - a) 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出又は弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
 - b) 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
- (9) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - a) 当社常勤の監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、常務会等、経営の重要な意思決定や業務執行の会議に出席するとともに付議資料を事前に確認いたします。
 - b) 当社監査等委員会は、当社監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人及び代表取締役と定期的に意見交換を行います。

(10)財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について

当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、社内諸規程に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。

(11)反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について

当社は、前述の「倫理規範」において反社会的勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力又はこれと関係のある人や会社とは、関係をもちません。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの基本方針に記載のとおりです。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社における会社情報の把握・管理は、「情報開示基準」に則り行われています。

基準によって把握された会社情報が適時開示すべき情報である場合、下記の体制により適時開示を行っています。

適時開示の基本的な考え方

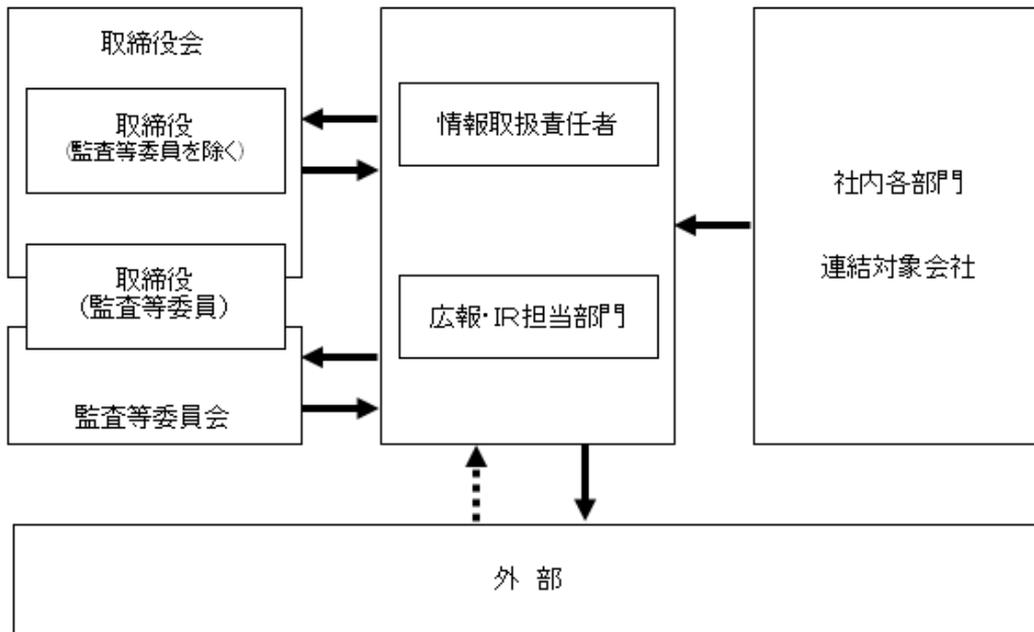
1. 情報の開示方針

当社は、法令ならびに東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」に従い適時開示すべき情報を正確かつ迅速に公開いたします。また、当社のステークホルダーが会社の状況を正確に把握できるよう、可能な範囲で正確かつ迅速に情報を公開いたします。

2. 情報開示の方法

適時開示の情報につきましては、TDnetによる開示をはじめとして各種報道機関に対しても公開いたします。また、投資家のみならず広く公平に情報をお伝えできるよう、当社ホームページにも掲載いたします。

適時開示体制の概要(模式図)



← 情報の流れ

←..... 問合せ受付

コーポレート・ガバナンス体制(模式図)

